

資料 1

これまでの議論を踏まえた整理 ～特定機能病院、専門医、医療法に基づく人員配置標準～

特定機能病院について

(特定機能病院に求められる機能、医療機関間の機能分化と連携の中での位置づけ)

- 特定機能病院の役割は、高度医療の提供、高度医療技術の開発・評価及び高度医療に関する研修とされているが、医療機関間の機能分化と連携を進めていく中で、求められる役割をもっと明確にしていくことが必要ではないか。

特に、特定機能病院が提供する高度医療の内容についてもっと明確化を図る必要があるとの指摘について、どう考えるか。

- 特定機能病院が高度医療の提供等に専念できるよう、医療機関間の機能分化・連携や患者の啓発を図ること等を通じて、外来機能を含め、一般的な医療への対応は縮小していくべきではないかとの指摘について、どう考えるか。

(特定機能病院と大学病院との関係)

- 特定機能病院のほとんどが大学病院である現状からすれば、特定機能病院という制度・名称は国民にとってわかりずらく、見直しが必要ではないかとの指摘について、どう考えるか。

一方で、大学病院がかならず特定機能病院である必要はないのではないかと指摘があるが、どう考えるか。

(特定機能病院の承認要件のあり方)

- 高度医療の提供を行う医療機関としては、特定の疾患に対して最新の

治療を提供する等の機能を有していれば、その規模にかかわらず、特定機能病院として承認しても構わないのではないかと指摘がある一方で、特定機能病院としては、合併症併発や複合的な疾患への対応能力等の総合性が欠かせないのではないかと指摘があるが、どう考えるか。

- 特定機能病院の承認を得ていてもすべての診療科が高度な医療に対応できているとは限らないことから、病院の一部について特定機能病院の承認を行うことも可能としてはどうかと指摘があるが、どう考えるか。
- 特定機能病院の承認を行うにあたって、例えば、以下の項目について特定機能病院の承認要件の中に位置づけたり、取り組みの強化を求めているかどうかと指摘があるが、どう考えるか。
 - (1) 難治性疾患への対応
 - (2) 医療連携、特に退院調整機能、退院時支援機能の構築
 - (3) 医療安全体制の構築
 - (4) 平均在院日数の短縮
 - (5) 治験の実施状況
 - (6) 後期研修のプログラム
 - (7) 診療記録の整備状況

専門医について

(専門医のあり方、質の確保)

- 専門医のあり方として、地域的あるいは全国的な必要数を踏まえた養成を考えていくべきではないかと指摘があるが、どう考えるか。
- 専門医の質の確保にあたり、各学会で統一基準のようなものを設け、第三者的で公正な立場での専門医の認定を行う仕組みを考えていく必要があるのではないかと指摘について、どう考えるか。
- 専門医の見直しを行うにあたっては、患者の視点を取り入れていくべきではないか、また、症例数など技術的な側面の評価が必要ではないかと指摘があるが、どう考えるか。

- 専門医制度を考える際には、領域の問題とレベルの問題とを分けて考えることが必要であり、レベルの問題に関しては、かなり厳密な基準を設けていくことも考えられるのではないかと指摘があるが、どう考えるか。

(専門医に対する国民の意識)

- 患者の立場からすると、専門医に診てほしいとの気持ちがあるが、専門医認定の客観性を確保する一方で、過度の専門医志向については、軌道修正を図っていく必要があるのではないかと指摘があるが、どう考えるか。

医療法に基づく人員配置標準について

(人員配置標準の必要性)

- 人員配置標準については、大変古い制度であり、また、質の担保については診療報酬上の評価で行われていることから廃止すべきではないかと指摘について、どう考えるか。
- 人員配置標準については、疾病構造の変化等に対応して見直すことが必要だが、廃止については、医療の質の確保をどう担保するかということと併せて検討する必要があり、医療機能の分化・連携や医療機能に関する情報提供がまだ十分進んでいない現状においては、これを廃止することは困難ではないかと指摘について、どう考えるか。
- 病院における外来患者数に基づく医師数の配置標準規定の必要性については、外来診療部門の分離が進む中では実態に合わなくなっているのではないかと指摘があるが、どう考えるか。
- 人員配置に関する情報提供を行うにあたっては、ただ単に情報提供をするということではなく、それが適正な数であるかどうか国民に分かるように行うことが必要ではないか。